

事務局長	管理責任者	受 付 者

体育施設利用許可申請書
体育施設利用料減免申請書

第 号
年 月 日

住 所

NPO法人ふるさとづくり妙高 宛て 申請者 氏 名 (団体にあっては名称及び代表者)

連絡先 (TEL)

下記のとおり利用許可・利用料減免申請をします。

利 用 日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分 (時間)						
	年 月 日 時 分 ～ 時 分 (時間)						
	年 月 日 時 分 ～ 時 分 (時間)						
	年 月 日 時 分 ～ 時 分 (時間)						
	年 月 日 時 分 ～ 時 分 (時間)						
利 用 目 的							
利 用 責 任 者 名 住 所 ・ 氏 名	TEL						
利 用 施 設 ・ 設 備	入場予定人数	利 用 時 間 等	基本料金	利用料総額	減 免 額	徴収金額	
ふれあいパーク体育館	人	半面・全面 時間	円	円	円	円	
ス テ ー ジ ス テ ー ジ 照 明 放 送 設 備 柔 剣 道 場 土 間 運 動 場 シ ャ ワ ー 各 部 屋 冷 暖 房 設 備	人	時間					
		時間					
		回					
	人	半面・全面 時間					
	人	時間					
		回					
		部屋 時間					
ふれあいパークグラウンド	人	団体・専用 時間					
ナ イ タ ー 照 明		時間					
ふれあいパーク野球場	人	時間					
ナ イ タ ー 照 明		時間					
ふれあいパークテニスコート	人	面 時間					
ふれあいパーク多目的広場	人	面 時間					

減免の理由		減免率	適用
市及び市の部局		免除	
実質的に市及び教育委員会が主体である場合又は誘致した場合		免除	
教育委員会が認めた総合型地域スポーツクラブ		免除	
学 校	市立	免除	
	市内の公立	50%	
社会教育関係団体		50%	
市が認めた社会福祉を目的とする団体		50%	
市が認めた自治会、地域づくり団体等のコミュニティ活動を行う団体		50%	
施設の設置目的を達成するために使用する指定管理者		免除	
市内に住所を有する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の所持者(介助者を含む。)		免除	
上記以外で市長が減免することを適当と認めた団体		個別に指定	

合計金額	円	円	円
利用料納入区分	前 納 ・ 後 納 ・ 減 免		

備 考 社会教育関係団体登録 号

※キャンセル料について

予約申込後、利用日の15日前までにキャンセルした場合は、利用料の50%負担。
利用日の14日前からは、100%負担となります。

※施設の仮予約はできません。

※減免額は10円未満を切り上げ、冷暖房料金は10円未満を切り捨てています。

体 育 施 設 利 用 許 可 書
体育施設利用料減免決定通知書

第 号
年 月 日

住 所

NPO法人ふるさとづくり妙高



申請者 氏 名 (団体にあっては名称及び代表者)

様

連絡先 (TEL)

下記のとおり利用許可・利用料減免の決定をします。

利 用 日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分 (時間)						
	年 月 日 時 分 ～ 時 分 (時間)						
	年 月 日 時 分 ～ 時 分 (時間)						
	年 月 日 時 分 ～ 時 分 (時間)						
	年 月 日 時 分 ～ 時 分 (時間)						
利 用 目 的							
利 用 責 任 者 名 住 所 ・ 氏 名	TEL						
利 用 施 設 ・ 設 備	入場予定人数	利 用 時 間 等		基本料金	利用料総額	減 免 額	徴収金額
ふれあいパーク体育館	人	半面・全面 時間		円	円	円	円
ス テ ー ジ ス テ ー ジ 照 明 放 送 設 備 柔 剣 道 場 土 間 運 動 場 シ ャ ワ ー 各 部 屋 冷 暖 房 設 備	人	時間					
		時間					
		回					
	人	半面・全面 時間					
	人	時間					
		回					
		部屋 時間					
ふれあいパークグラウンド	人	団体・専用 時間					
ナ イ タ ー 照 明		時間					
ふれあいパーク野球場	人	時間					
ナ イ タ ー 照 明		時間					
ふれあいパークテニスコート	人	面 時間					
ふれあいパーク多目的広場	人	面 時間					

減 免 の 理 由		減 免 率	適 用
市及び市の部局		免除	
実質的に市及び教育委員会が主体である場合又は誘致した場合		免除	
教育委員会が認めた総合型地域スポーツクラブ		免除	
学 校	市立	免除	
	市内の公立	50%	
社会教育関係団体		50%	
市が認めた社会福祉を目的とする団体		50%	
市が認めた自治会、地域づくり団体等のコミュニティ活動を行う団体		50%	
施設の設置目的を達成するために使用する指定管理者		免除	
市内に住所を有する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の所持者(介助者を含む。)		免除	
上記以外で市長が減免することを適当と認めた団体		個別に指定	

合計金額	円	円	円
利用料納入区分	前 納 ・ 後 納 ・ 減 免		

備 考 社会教育関係団体登録 号

※キャンセル料について

予約申込後、利用日の15日前までにキャンセルした場合は、利用料の50%負担。

利用日の14日前からは、100%負担となります。

※施設の仮予約はできません。

※減免額は10円未満を切り上げ、冷暖房料金は10円未満を切り捨てています。